



# 10月22日(日)は衆議院議員総選挙

**投票** 午前7時から午後8時まで **開票** 午後8時45分から

文化センター・小ホール

### みんなそろって投票しましょう



平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴い「衆議院議員総選挙」が10月10日(火)に公示され、10月22日(日)に投票が行われます。今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。当日は、午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。みんなそろって大切な一票を投じましょう。

### 八幡市で投票ができる人は

衆議院議員総選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- 1 日本国民

- 2 平成29年7月9日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人

- 3 平成11年10月23日以前に生まれた人

### 市内転居の場合には注意

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、八幡市の選挙人名簿に登録されています。

### 今年9月29日までに届け出した場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

### 今年9月30日以降に届け出した場合

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

### 7月10日以降に転入された人は前住所地で投票

平成29年7月10日以降に八幡市へ転入届をされた人は、八幡市では投票できませんが、前住所地で投票できます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶことになります。



18さいせんきよへ行こうよ  
みんなだね

前住所地在遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができます。前住所地の選挙人名簿に登録されている必要がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をされていると、今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-1111(代)